

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

| | | |
|----|--|-----|
| 規則 | ○福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則 | 四九八 |
| 告示 | ○公印を改刻しその使用を開始する件 | 五〇一 |
| | ○青少年に有益な映画として推奨する件 | 五〇二 |
| | ○青少年に有害な図書類として指定する件 | 五〇二 |
| | ○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 | 五〇二 |
| | ○特定計量器の定期検査を実施する件 | 五〇二 |
| | ○新たな土地改良事業を行うことを適当と決定した件 | 五〇三 |
| | ○県営土地改良事業計画を変更した件 | 五〇三 |
| | ○土地改良事業計画を適当と決定した件 | 五〇三 |
| | ○道路の区域を変更する件 | 五〇三 |
| | ○道路の供用を開始する件二件 | 五〇三 |
| | ○土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した件 | 五〇四 |
| 公告 | ○平成二十年年度福島県職員採用選考予備試験を実施する件 | 五〇四 |
| | ○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件 | 五〇五 |
| | ○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 | 五〇五 |
| | 福島県病院局 | |
| | ○平成二十年年度福島県病院局育休任期付職員(看護及び助産)採用候補者登録試験を実施する件 | 五〇六 |

規 則

福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年八月一日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第七十七号

福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

福島県職業訓練手当支給規則(昭和三十九年福島県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「第一条第一項第七号イ(1)」を「第一条の四第一項第七号イ(1)」に改め、同項第十二号中「第一条第一項第五号」を「第一条の四第一項第四号」に改め、同項第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を削り、同条第二項中「第十三号」を「第十二号」に改め、同条第三項中「五十日」を「四十日」に改める。

第九条第二項第二号を次のように改める。

二 前項第二号に掲げる者 自動車等の使用距離が片道十キロメートル未満の者にあつては三千六百九十円、その他の者にあつては五千八百五十円(基本手当の日額が第五条第二項第三号に該当する者であつて、自動車等を使用する距離が片道十五キロメートル以上である者については八千円)

別表二級地の項中「熊谷市」を「熊谷市」に、「富士見市」を「富士見市」に、「入間郡大井町」を「ふじみ野市」に、「同 郡湯河原町」を「同 郡湯河原町」に、「郡三芳町」を「入間郡三芳町」に、「津久井郡城山町」を「同 郡湯河原町」に、「西春日井郡西枇杷

土岐郡笠原町」を「各務原市」に、「沼津市」を「沼津市」に、「同 郡師勝町」を「同 郡清洲町」に、「同 郡新川町」を「清須市」に、「同 郡田尻町」を「同 郡田尻町」に、「古賀市」を

「清須市」に、「北名古屋市」に、「南河内郡美原町」を「同 郡田尻町」に、「古賀市」を

「古賀市」に、「同 郡久山町」を「同 郡久山町」に、「同 郡崎戸町」を「西海

「古賀市」に、「同 郡久山町」を「同 郡久山町」に、「同 郡香焼町」を「同 郡伊王島町」

| 順路 | 通所方法の別 | 区 間 | 距離 (片道 概算) | 所要時間 (概 算) |
|----|--------|------------|------------------|---------------|
| 1 | | 住居から(経由)まで | ・ km | 分 |
| 2 | | から(経由)まで | ・ km | 分 |

| | | | |
|---|-------------|------|------|
| 3 | から (経由) まで | ・ km | 時間 分 |
| 4 | から (経由) まで | ・ km | 時間 分 |
| 5 | から (経由) まで | ・ km | 時間 分 |
| 計 | 住居から訓練施設まで | ・ km | 時間 分 |

| | | | | | | |
|---------|----------------|----------------|-------------------|-----|----|--------|
| 乗車券等の種類 | 左側の乗車券等の額 円 | 左側の区内の自動車等の使用者 | 通所のため利用できる交通機関の有無 | 有・無 | 順序 | 通所方法の別 |
| | | | | | 1 | |
| | | | | | 2 | |
| | | | | | 3 | |
| | | | | | 4 | |
| 5 | | 計 | | | | |

| | | | | |
|-----|-----------|-----------|---------|-----------|
| 区 間 | 距離 (片道概算) | 所要時間 (概算) | 乗車券等の種類 | 左側の乗車券等の額 |
|-----|-----------|-----------|---------|-----------|

| | | | |
|---------------|------|------|--|
| 住居から (経由) まで | ・ km | 時間 分 | |
| から (経由) まで | ・ km | 時間 分 | |
| から (経由) まで | ・ km | 時間 分 | |
| から (経由) まで | ・ km | 時間 分 | |
| から (経由) まで | ・ km | 時間 分 | |
| 住居から訓練施設まで | ・ km | 時間 分 | |

| | |
|------|---|
| 乗車券等 | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |

片道10km以上の者 片道10km以上
 通所不便の者のうち片道15km以上の者 基本手当の
 上記以外の者

の者
 日額に係る級地区分が3級地である者のうち片道15km以上の者」に改める。
 第二号様式中「明・大・記」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県職業訓練手当支給規則（以下「改正前の規則」という。）第一号様式による訓練手当受給資格認定申請書は、改正後の福島県職業訓練手当支給規則第一号様式による訓練手当受給資格認定申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則第一号様式及び第二号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（産業人材育成課）

告 示

福島県告示第五百三十四号

公印を次のように改刻し、平成二十年八月一日その使用を開始する。

平成二十年八月一日

福島県知事 佐藤 雄平

職印

| | | | |
|----|--------------------------|---|--------------------|
| 番号 | 公印の名称 | 印影 | 公印管理者 |
| 23 | 福島県現金出納員印（福島県立耶麻農業高等学校用） |  | 福島県立耶麻農業高等学校の現金出納員 |

（文書法務課）

福島県告示第五百三十五号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な映画として、次のものを推奨する。

平成二十年八月一日

福島県知事 佐藤 雄平

| 推奨番号 | 名 称 | 制作者又は配給者 | 備 考 |
|------|-------------------|-------------|------------------------------|
| 一八七 | GATE A TRUE STORY | 配給・GND Fund | 推奨対象 小学生（高学年）、中学生、高校生、青年及び一般 |

（人権男女共生課青少年育成室）

福島県告示第五百三十六号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。

平成二十年八月一日

福島県知事 佐藤 雄平

| 指定番号 | 種 類 | 名 称 等 | 発 行 者 | 指定理由 |
|------|------|---|------------|---|
| 六四七九 | 雑誌 | men, s e g g Y o u t h (メンズエッグユース) vol. 3 (18642-8) | 株式会社大洋図書 | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 六四八〇 | 雑誌 | 特冊新鮮組DX 8月号 (06681-8) | 株式会社竹書房 | 著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 六四八一 | コミック | 熱愛ハプニング イドルの真相 (53451-29) | 株式会社コアマガジン | 著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 六四八二 | コミック | 家庭ミステリー 8月号 (02291-8) | 株式会社ぶんか社 | 著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |

| | | | | |
|------|----|---|----------------------|---|
| 六四八三 | 雑誌 | バイキチ2008 August st vol.22 08 (07423108) | 株式会社イージー ・パブリッシング | 著しく青少年の自殺 又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 六四八四 | 雑誌 | チャンプロード 8月号 (06231108) | 株式会社笠倉出版 社 | |

(人権男女共生課青少年育成室)

福島県告示第五百三十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年八月一日から同年九月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び相馬市産業部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年八月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
桜ヶ丘ショッピングセンター 相馬市中村字桜ヶ丘百七十一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により相馬市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百三十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
平成二十年八月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で行う検査

| | | | |
|--------|--|-------------------------------|-------|
| 検査区域 | 対象となる特定計量器 | 検査の期日及び時間 | 検査場所 |
| 岩瀬郡鏡石町 | 非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五条第一号又は第二号に | 九月一日 午後一時三〇分から 同三時三〇分まで | 鏡石町役場 |

同 郡天栄町
掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり

| | | | |
|------|---|--------------------------------|--------------|
| 須賀川市 | 同 | 九月二日 午前九時三〇分から 同一〇時三〇分まで | 天栄村湯本体育館 |
| | 同 | 午後一時三〇分から 同三時三〇分まで | 天栄村体育館 |
| | 同 | 九月三日 午前九時三〇分から 同一一時三〇分まで | 長沼支所榊衝出張所 |
| | 同 | 午後一時三〇分から 同三時三〇分まで | 長沼保健センター |
| | 同 | 九月四日 午前九時三〇分から 同一一時三〇分まで | 岩瀬農村環境改善センター |
| | 同 | 九月八日 午前一時三〇分から 同三時三〇分まで | 仁井田公民館 |
| | 同 | 午後一時三〇分から 同二時三〇分まで | 大東公民館 |
| | 同 | 九月九日 午前一時三〇分から 午後二時三〇分まで | 産業会館 |
| | 同 | 九月一日 午前一時三〇分から 午後二時三〇分まで | 同 |

| | | | |
|----------|------------------------|---|----------|
| 右に掲げる市町村 | 右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの | 九月一日 午前一〇時三〇分 午後二時三〇分まで | 同 |
| | | 九月二日から一〇月一〇日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。） 午前一〇時から 午後二時まで | 福島県計量検定所 |

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

| 検査区域 | 対象となる特定計量器 | 検査の期日 |
|-------------------|----------------|----------------------------------|
| 須賀川市、岩瀬郡鏡石町、同郡天栄村 | 非自動はかり、分銅及びおもり | 十一月四日から十二月二日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。） |

（計量検定所）

福島県告示第五百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八十条第一項の規定により、富岡町土地改良区が清水地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（基盤整備）に係る新たな土地改良事業を行うことについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月一日
福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十年八月四日
同 月二十五日（二十二日間）
- 三 縦覧の場所
双葉郡富岡町役場

（農村計画課）

福島県告示第五百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、西側地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月一日
福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十年八月四日から
同 月二十五日まで（二十二日間）
- 三 縦覧の場所
南会津郡南会津町役場

（農村計画課）

福島県告示第五百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項で準用する同法第八十条第一項の規定により、三春町が実沢細田地区に係る農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（基盤整備）を行うための土地改良事業計画を適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月一日
福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十年八月四日から
同 月二十五日まで（二十二日間）
- 三 縦覧の場所
田村郡三春町役場

（農村計画課）

福島県告示第五百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所まで平成二十年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年八月一日
福島県知事 佐藤 雄 平

| | | | | | | |
|-----|---|---|------|-------|---|---|
| 路線名 | 区 | 間 | 変更前変 | 敷地の幅員 | 延 | 長 |
|-----|---|---|------|-------|---|---|

| | | | | |
|--------------|--|-----|---------------------|--------|
| 県道日立 いわき線 | いわき市後田町字柳町 一〇一番一地从先から 同 市後田町字石田 六七番一地从先まで | 変更前 | A 二九・〇〇 四九・〇〇 | (メートル) |
| | 同 市佐糖町字八反 田二七番二地从先まで | 変更後 | B 八・七〇 三〇・〇〇 | |
| | いわき市後田町字柳町 一〇一番一地从先から 同 市後田町字石田 六七番一地从先まで | 変更後 | A 二九・〇〇 三〇・五〇 | (メートル) |

(道路計画課)

福島県告示第五百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年八月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

| | | | |
|--------|-----------------------------|---------|---------|
| 国道二八九号 | 西白河郡西郷村大字真船字高清水一四番二地 先から | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
| | 同 郡同 村大字真船字高清水一四番二地 先まで | | |

(道路計画課)

福島県告示第五百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年八月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

| | | |
|----------|--|-----------|
| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
| 県道日立いわき線 | いわき市後田町字柳町一〇〇番一地从先から 同 市東田町二丁目二〇番一地从先まで | 平成二〇年八月一日 |

(道路計画課)

福島県告示第五百四十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。
平成二十年八月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 土地区画整理組合の名称
会津坂下町坂下西第二土地区画整理組合
事務所の所在地
- 二 河沼郡会津坂下町字中岩田二千七番地
設立認可の年月日
平成二十年十二月八日
- 三 変更認可の年月日
平成二十年七月二十四日

(まちづくり推進課)

公 告

公告第四百二十四号

平成二十年年度福島県職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 試験を実施する職種
福祉、職業訓練指導員(電気)、職業訓練指導員(機械)
- 二 試験期日
平成二十年九月十二日(金)
- 三 受験申込受付期間
平成二十年八月四日(月) から同月二十九日(金) まで

四 受付窓口及び問い合わせ先

1 福祉

福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課（福島市杉妻町二番十六号）電話（〇二四）五二一七二一九

2 職業訓練指導員（電気）、職業訓練指導員（機械）

福島県商工労働部商工労働総室商工総務課（福島市杉妻町二番十六号）電話（〇二四）五二一七二六九

（人事課）

公告第四百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年八月一日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十年七月十八日

二 名称

特定非営利活動法人福島県もりの案内人の会

三 代表者の氏名

永田 壯三

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市大槻町西ノ宮十三番地の六

五 定款に記載された目的

この法人は県民と共にもりの未来のあり方を考え、もりと共生する自然環境づくりを目的とする。

（文化振興課）

公告第四百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年八月一日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十年七月二十二日

二 名称

特定非営利活動法人福島県キャリアサポートセンター

三 代表者の氏名

駒木根 昭

四 主たる事務所の所在地

五 福島県郡山市池ノ台十五番十五号
定款に記載された目的

この法人は、勤労・勤勉意欲のあるものに対して、能力開発と就職支援や、学校で行う職業教育などに関する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第四百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十年八月一日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称

郡山市東部土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 植田 英一

同 佐々木八重徳

同 宍戸 捨夫

同 小川 榊一

同 大久 三雄

同 馬場 清吉

同 橋本 清

同 橋本 房夫

同 松崎 光喜

同 熊田 七郎

同 遠宮 易貞

同 伊藤 好三

同 橋本 勝男

同 猪腰 力治

同 國分 孝信

同 酒井 研

同 八木田宗保

同 渡邊 一朗

同 三瓶 博

同 古宮 恒男

就任した役員

役別 氏名

理事 植田 英一

同 佐々木八重徳

住所

郡山市田村町細田字宿七三番地

同 市阿久津町字館側一三番地

同 市西田町丹伊田字万才光内五三一番地

同 市中田町下枝字五百目五五七番地

同 市西田町丹伊田字館二六六番地

同 市田村町小川字角生内四四番地

同 市中田町高倉字小堤一一八番地

同 市富久山町堂坂字堂坂一七九番地

同 市西田町木村字寺ノ前五八番地の三

同 市中田町海老根字北向三八番地

同 市田村町上行合字亀河内一三四番地

同 市中田町赤沼字中井田三一五番地

同 市西田町三町目字栢作一一五番地

同 市田村町金沢字烏ヶ内一三三番地の二

同 市中田町上石字館三〇一番地

同 市白岩町字堺之内一八五番地の一

同 市西田町鬼生田字町三九九番地

同 市田村町谷田川字北表一八番地

同 市中田町上石字国見八一番地

同 市西田町三町目字竹ノ内二番地

住所

郡山市田村町細田字宿七三番地

同 市阿久津町字館側一三番地

| | | | |
|---|-------|---|-------------------|
| 同 | 穴戸 捨夫 | 同 | 市西田町丹伊田字万才光内五三二番地 |
| 同 | 小川 耕一 | 同 | 市中田町下枝字五百目五七七番地 |
| 同 | 馬場 猪吉 | 同 | 市田村町小川字角生内四四番地 |
| 同 | 大久 三雄 | 同 | 市西田町丹伊田字館二六六番地 |
| 同 | 熊田 七郎 | 同 | 市中田町海老根字北向三八番地 |
| 同 | 橋本 勝男 | 同 | 市西田町三町目字栢作一一五番地 |
| 同 | 橋本 清 | 同 | 市中田町高倉字小堤一一八番地 |
| 同 | 伊藤 好三 | 同 | 市中田町赤沼字中井田三一三番地 |
| 同 | 猪腰 力治 | 同 | 市田村町金沢字烏ヶ内一三三番地の二 |
| 同 | 國分 孝信 | 同 | 市中田町上石字館三〇一番地 |
| 同 | 酒井 研 | 同 | 市白岩町字堺之内一八五番地の一 |
| 同 | 八木田宗保 | 同 | 市西田町鬼生田字町三九九番地 |
| 同 | 熊田 貞克 | 同 | 市田村町上行合字亀河内一五〇番地 |
| 同 | 村越太征雄 | 同 | 市富久山町南小泉字石舟二一番地 |
| 同 | 増子 安弥 | 同 | 市西田町根木屋字北山九四番地 |
| 同 | 渡邊 一朗 | 同 | 市田村町谷田川字北表一八番地 |
| 同 | 三瓶 博 | 同 | 市中田町上石字国見八一一番地 |
| 同 | 古宮 恒男 | 同 | 市西田町三町目字竹ノ内二番地 |

(農村計画課)

福島県病院局

公告第13号

平成20年度福島県病院局育休任期付職員（看護及び助産）採用候補者登録試験を次のとおり実施します。

平成20年8月1日

福島県病院局事業管理者 茂田 士郎

- 1 試験を実施する職種
地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定による任期を定めて採用する職
- 2 登録予定人員
看護 15名程度
助産 2名程度
- 3 試験期日
平成20年9月7日（日）
- 4 受験申込受付期間
平成20年8月1日（金）から同年9月1日（月）まで
- 5 受付窓口及び問い合わせ先

福島県病院局病院総務課（福島市中町8番2号 電話（024）521-7226）

（病院総務課）